

保護者各位

西原白百合保育園
園長 知念恵理香

伝染病による登園停止のお知らせ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子供たちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の基準を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

第1種感染症	医師が定めた期間とする。(兼治癒証明)
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	かさぶたが全部とれるまで。(発疹が痂皮化するまで)
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
流行性角結膜炎	主要症状が消失するまで。
咽頭結膜炎プール熱 アデノウィルス感染症	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで。
結核	感染のおそれがないと認められるまで。
第三種感染症	医師の定めた期間とする。(兼感染力無しの証明)
その他感染症	感染拡大防止・個人の療養効果・乳幼児の重篤化を危惧しての停止。

※ 第1種 (エボラ・ラッサ・ジフテリア・ポリオ等)

※ 第3種 (コレラ・赤痢・大腸菌感染症・腸チフス等)

登園許可証明書(意見書)

保育園園長 殿

組 氏名

【病 名】 百日咳・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・流行性角結膜炎・咽頭結膜炎・髄膜炎
菌性髄膜炎・結核・その他()

【停止期間】 令和 年 月 日 から 月 日 まで

停止期間以降、上記の者は、治癒または感染力が消失している為、登園可能と認めます。

令和 年 月 日

医師名 印

【 保護者用 】

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届(保護者記入)

西原白百合保育園園長 殿

組 氏名 _____

病名 [_____]と診断され、
令和 ____年 ____月 ____日 医療機関名 [_____]において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____

印又はサイン _____

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子供たちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性腸炎(ノロ、ロタ等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから